

雨降らば降れ・風吹かば吹け

5月号

◎人間の尊厳を守るために

不退転の闘いを構築しよう

◎差別糾弾闘争を基軸にし

部落の完全解放を勝ち取ろう

けい

きょう

発行 部落解放愛する会茨城県連合会

〒304-0001 茨城県下妻市平方318番地

TEL 0296-30-0700 FAX 30-0701

ai-jinken@themis.ocn.ne.jp

頒布 200円(送料込み)

部落解放愛する会茨城県連合会茨城版

第218号(毎月1回15日発行)

示現社代表宮部氏の部落解放愛する会 に関する発言に異を唱える会

【前月号からの続き】

行う。

同和地区の有無について尋ねられたことがあるかという問いに対して、昨年の茨城県建築指導課の調査によると(二八件(四・六%)の不動産業者があると回答しているのです。この数字は氷山の一角であり、その実態については、これ以上の数字になると考えるのが妥当でしょう。

茨城県での数字ですから、他の自治体(特に西日本)に於いては、もっと多いのではないかと推測することができます。さらに、戸籍謄本等の不正取得等による身元調査事件の現実からも、まだまだ部落差別に関して差別意識が国民全体からなくなつたとは、到底思われません。人権尊重の社会が完全に構築された社会として成熟したとは言えないのです。示現舎に対する『国の機関による決定・通告・判決の一例』

①横浜地裁相模原支部が四月一八日に、インターネット掲載削除の仮処分決定を

②東京法務局がインターネットへの掲載は「不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発するもの」と指摘した上で「直ちに中止」するよう「説示」を行う。

③当時の岩城光英法務大臣は、「不当な差別的取扱い、これを助長、誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとする情報がインターネットに掲載されるなどしていることは人権擁護上看過できない問題でありまして、あつてはならないことであると、そのように考えております。」と答弁しています。

④法務省がインターネット上における「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」とであると明確にする。

⑤『滋賀県裁判で最高裁が判決』二〇一四年に滋賀県の部落(同和地区)の所在地一覧に直結する隣保館や教育集会

所の開示「情報の公開」は、地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として取り組みを行っている滋賀県の同和对策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との判決を言い渡す。

⑥「全国部落調査」「復刻版裁判東京地裁判決内容」民事第二二部(成田晋司裁判長)は、「復刻版全国部落調査」の二五都道府県部分についての出版差し止めとインターネット上でのデータ配布の禁止、当該データの二次利用の禁止を言い渡す。

◎原告からの大部分について一人当たり五五〇〇円から四万四〇〇〇円の損害賠償(合計額四八八万六五〇〇円)を認める判決を言い渡す。

この判決に関して双方が納得できない部分があり、二審へ移されていますが、

六月に判決が出されることになって
います。(※参考書籍・(被差別部落
アウティング・「全国部落調査」復刻
版裁判の東京地裁判決をめぐってⅡ
部落解放同盟中央本部編)

Ⅱ示現舎の官部代表が部落解放愛す
る会茨城県連合会に対して誹謗中傷
しているのを異を唱えます。Ⅱ(なお
この件に関しては、弁護士先生に
相談しながら今後のあり方を検討し
ています。)

部落解放愛する会茨城県連合会に
対する誹謗中傷は、当初、「神奈川県
人権啓発センター(公式)」という名称
でインターネットに掲載してしまし
たが、ある時は、「示現舎」あるいは
鳥取ループ、そして神奈川県庁が発
信しているのかとく「神奈川県人権
啓発センター(公式)」という形で発信
しているのです。

さて、部落解放愛する会の玄関の
上に掲示している「荊棘」を同行者が、
(代紋だったらこんなヤクザの事務
所と変わらないじゃないかと言って

ました。まあ、荊棘自体が代紋みたい
なものですけど、なぜかレクサスが二
台ありました。)等と書いています。同
和問題(部落差別)に関して差別解消に
向けて取り組んでいる人ならば、荊棘
については当然知っているはずである
わけですが、どうして代紋だと思うの
でしょうか。現在では、暴力団事務所
から代紋はなくなっているはずです。
どこがどうしてヤクザの事務所と変わ
らないのでしょうか。暴力団の事務所
であったならば、外壁は敷地が見えな
いほど高く構築されており、いかにも
暴力団を感じさせる構造になっている
と思いますが、愛する会の事務所は、
金網的なフェンスで敷地の周りを囲み
込んでおり、どこからでもよく見える
ようになっています。行政の先生方や
多くの方々が出入りしていますが、誰
一人としてヤクザの事務所みたいだ
んて発言している人はいないし、風の
便りでも聞いたことがありません。ま
た、なぜかレクサスが二台ありました。
このことですが、電車バスで往来でき

るような都会ではありませんから、
自動車は必要不可欠であります。ま
た、どんな車種を乗ろうと乗る人の
勝手であって、レクサスに乗ってい
ることがヤクザに繋がるようなイメ
ージで書いていますが、まったくお
かしな話です。トヨタ自動車株式会
社は、ヤクザが乗るための自動車を
作っているとも言いたいのでしょ
うか。さらにレクサスに乗っている
人は、みんなヤクザとも言いたい
のでしょうか。まったく理解できま
せん。トヨタ自動車株式会社に聞い
てみたら良いのではありませんか。
次に「ツイート」として載っている
のは、(ただ愛する会は実質的に土建
屋なので主な収益は別のところにあ
ると思います。「部落解放愛する会」
会員の土建屋の社長の名刺を見てみ
たいものです。もし、そこに部落解
放愛する会会員とあったら、当然自
分の事業に損になることはありません
ん。まあ入れ墨みたいなものじゃな
いですか。ああ名刺を頂戴したい。)

とありますが、会員の社長の名刺に
は一切、部落解放愛する会会員とは
記載していないし、記載する必要も
ありません。また、記載したから特
別に仕事を受注できるということも
ありません。現在は、電子入札によ
り、すべての事業者が公平に入札し
ているのです。名刺を悪用して事業
を妨害あるいは利権を得るようなこ
とをするのは、エセ同和行為であ
って決して許されるものではありません。
愛する会を実質的に土建屋と
決めつけていますが、土建に関する
ことは一切行っていないよ。名刺
が見たければいくらでもお見せしま
すよ。

荊棘旗「けいかんき」について説明。

荊棘旗「けいかんき」とは、

水平社旗。水平社運動の象徴であ
り、その思想を的確に表す。敗戦後、
それを発展させて部落解放全国委員
会旗、さらに部落解放同盟旗となっ
た。部落解放運動のあるところかな
らず先頭に立つ。※全国水平社の創

立に参画し、日本の人権宣言でもある※水平社創立宣言の起草者である※西光万吉の考案。暗黒(黒色にあらず)のなかに血の色(赤色ではない)で荊冠が描かれている。〈犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。〉と〈宣言〉が呼びかけた、その〈荊冠〉である。それはキリストが十字架の上でかぶせられたいばらの冠―受難と殉教の象徴であり、その旗竿は、先を鋭く斜めに切った青竹の竹槍とし、自らの力と行動で絶対の解放を期す決意を表した。〈小さい星の一つさえない此旗は、絶望的にさえ見えるにもかかわらず、血みどろな人間が、まだ殺されずに生きている、しかも立ち上がって来たような、そんな気持ちに私がこの旗と竿を考案させた〉と西光万吉は記した。触れると痛い

その〈いばら〉の〈とげ〉は、外にだけでなく内にも向かって鋭く尖っており、差別者を糾弾することを通

して、何より自らをただす、人間としての自覚という意図が込められていることを西光は強く強調している。【すなわち荊冠とは部落解放運動の象徴なのである。】

次に、(茨城県を使つて(公財)人権教育啓発推進センターを屈服させた)とありますが、茨城県を使う必要はないし茨城県自体も協力することはありません。単に茨城県人権担当者に對する回答と、愛する会書記長に對する回答の内容が、あまりにも違いすぎるから糾弾したのであつて、社会的地位に對する差別であり、部落解放を名乗る書記長に對する差別接遇であることから、県の担当者は一切関係ありません。愛する会が独自に(公財)人権教育啓発推進センターに出向き、局長、部長と面会し、お互いに充分話し合った上で、共通認識を持つことにより解決したことであつて、屈服させたわけでもなければ屈服したわけでもありません。円満解決しております。「差別されて

はならない」を些細な文言と表現しているが、決して些細な文言ではないと部落解放愛する会では捉えています。日本国憲法第一四条には、「差別されない」と明確に表現されています。例えば些細なことであつたとしても、間違いは訂正されなければなりません。

Ⅱ部落解放愛する会はどのような団体なのかⅡに答えておきましょう。「事情通」によればとして、勝手なことを書き並べているが、ほとんどがデタラメであり、部落解放愛する会の名譽のためにも糾しておきます。「事情通」とは、いったい誰のことなのでしょうかね。まず、部落解放愛する会の発祥は、埼玉県であり、部落解放同盟埼玉県連合会からイデオロギーの違いにより分裂し、正しい部落解放運動の全県的統一を目指し結成されました。また、部落解放正統派埼玉県連合会から派生したのではなく、正統派が愛する会から分裂したのであつて、まったく逆のこと

であります。また、愛する会茨城県連合会は、昭和五十四年に旗揚げをしましたが、当時の部落解放同盟茨城県連合会の、幹部の運動のあり方を批判したことによつて、邪魔者扱いされ除名されたのであつて、決して何らかの悪事を働いたから除名されたものではありません。このことは、昭和五十四年に開催された、第二回大会の方針書の中に明確に書き記されています。誌面の都合上後述あるいは別号に掲載したいと思ひます。部落解放愛する会とは、部落解放運動を愛するというよりも、「愛する」とは関心をもつ、関心を寄せる、さらに命を賭して」という意味があることから、正に部落解放運動、すなわち「部落差別の完全解決のために命を賭した運動である。」と創立者である竹内忠好先生が語っていたのを思い出さずにはられません。また、今は亡き元代表であつた羽部栄作氏の名譽のためにも触れておきますが、羽部栄作氏が代表になつたのは平成六年であつて、昭和五〇年代の頃は単なる一

会員としてではありませんでした。

なお、有力議員が同和団体に関わるもめ事を嫌って反対したのではなく、同和地区から選出されていた議員が、同和地区であることを隠すために、いわゆる「寝た子は起こすな主義」であつたために、何ひとつ取り組まれなかったのです。さらに羽部栄作氏は、代表を降ろされたのではなく、高齢のため辞職したのであつて、総和町に対して同和对策事業を取り組むよう尽力した人物です。

続いて、下妻のファミリーレストランで面会した時のことについて書いてあるので、このことに関して異を唱えておきましょう。

まず、(金子書記長が部落出身でないことをあつさり認めたこと。)が意外だったとしているが、なぜ意外なのであるのか。まったく理解できない。本当のことを言っているだけであつて、何ひとつおかしいことはない。もともと部落解放愛する会は、当時の部落解放同盟の(部落第一主義、部落排

外主義)いわゆる部落出身者以外は、

すべて差別者であるとする考え方を批判して結成されたことも、大きな要因の一つでありました。また、(高齢の執行委員長は黒スーツで胸にウクライナ国旗のピンバッジ、書記長は作業服、比較的若い書記次長は黒スーツにイケイケのシャープなメガネという出で立ちである。写真撮影はしていないが、雰囲気はこの文章から察していただきたい。)と書いているが、何を察しろと言うのでしょうか。前々からの文言を読み解くと、いかにもヤクザでもあるかのように思えてなりません。執行委員長は黒っぽいスーツ(紳士服の既製品)でネクタイを締めており、至極一般的な服です。ウクライナのバッジは、ウクライナ大使館に少しばかりの寄付を届けたことからお返しにいただいたものです。書記長は、寒いのでジャンパーを着ていただけ、書記次長のスーツも、単に一般的なスーツでありメガネは、芸能人の哀川翔さん

のファンであつて、哀川翔モデルの

ものをしているだけです。この格好から一体何を察するのでしようか。まったく理解できません。単に黒っぽいスーツがヤクザの形相を呈しているとしたら、世の中の大体のサラリーマンも、行政の職員等も、スーツ姿のすべての日本国民がヤクザの出で立ちであると言わなければなりません。また、メガネに関して言えば、人それぞれ好みがありますから、どんなメガネをかけようと自由であります。哀川翔モデルのメガネが、どうしてヤクザであるかのようになってしまうのでしょうか。表現の自由が憲法で認められているとは言え、前からの流れを考えれば単に、「雰囲気はこの文章から察していただきたい。」と書いているだけです。前述のように読み取れるのではないのでしょうか。

次に茨城県の「愛する会」が東京の「(公財)人権教育啓発推進センター」を糾弾しても何の得もありません。

金銭的な損得で言えば、交通費や通信費等支出しますので損しています。愛する会は損得で運動をしているわけではありません。単に間違いを糾し、共通理解のもと、共に人権尊重の社会作りを目指すことを理念としているだけです。なを、茨城県内は部落探訪しないようになどと泣き落としなどするはずがないし、する必要がない。単に部落探訪の差別性を糾し、止めるよう促したにすぎません。愛する会としては、弁護士に先生に委ねていますので、謝罪を求めることもしません。

本人通知制度が続々と始まります

(四月)

常総市・つくばみらい市・土浦市

(五月)つくば市

(六月)稲敷市 (九月)利根町

(早々に)桜川市

同和对策事業に取り組んできた自治体でも次のような有様です。(残念です。)

(準備中)筑西市

(検討中)守谷市・水戸市・石岡市

(決まっていない)潮来市・笠間市

